

令和5年7月1日改訂版における主な変更内容

《取扱いが変わる点》

○相続の要件変更について

相続においては、これまで相続人において被相続人の建設業許可の全業種を相続できない場合、認可制度が利用できませんでした。

これについて、建設業許可事務ガイドラインの改正により、事業承継と同様に、相続しない業種を事前に一部廃業した上で、認可制度を利用できることとなりました。

《その他の変更点》

○文言や本文体裁の調整、誤字の修正

なお、今回改訂で変更となる様式はありません。